

第5号議案

三木市人権・同和教育協議会 令和4(2022)年度 活動方針

I 基本方針

三木市人権・同和教育協議会(以下「三同教」)は、基本的人権の尊重、自由と平等を基調とし、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決をめざし、三木市民自らが市と協働し人権尊重のまちづくりをすすめることを目的に昭和43(1968)年に設立しました。

人は誰もが「幸せに生きる権利」を生まれながらに持っています。しかし、この権利が侵害されている状況が、国内外で起こっています。

世界においては、ロシアによるウクライナ侵攻で見られるように多くの人々の命を奪う行為が報道されています。専制・扇動政治や人種、宗教、民族等への差別によって人権が抑圧されている現状があります。

また、国内においては、コロナ禍における医療従事者や感染者への誹謗・中傷・排除や「自粛」圧力がみられ、今もなお、様々な悩みを抱えておられる人がいます。また、経済的な格差も深刻化しました。さらに、原発事故や災害により帰還困難な人々が存在しヘイトスピーチやインターネットを悪用した差別扇動、差別書き込み、性による偏見や差別、障がい者や高齢者、子どもの人権を蔑ろにした言動など、命に関わる深刻な差別、人権侵害が起きています。

本年は、部落差別解消のための団体「水平社」が創立されて100年になります。創立当初の熱き思いは、今も受け継がれ人権尊重を願う人々の進路に光を当てています。

三同教は、先人に学び、人権尊重の社会を創るべくして生まれた組織であり、その存在と活動は、誇れるものと自負します。

「人権教育は変革の教育」

人々の心情や行動が留まることなく日々変化し、様々な人権課題が顕在化していくなか、解決に向けての取組が重要となってきます。人権教育は、自己の在り方を見つめ「自己変革」が不可欠な教育であります。そして、人権はいつもそばにあり「人権教育の日常化」が求められています。人権課題を正面に据え、人権尊重の崇高な精神のもと「だれ一人取り残さない」取組を進め、すべての人が人権文化を享受する社会になることをめざします。

三同教の約50年の歩みを振り返っても、様々な変革をしてきました。仲間を増やし新たな人権課題に向き合い学習方法を探ってきました。運営においては、「市民自らが活動し創造する」という姿勢を貫き今日に至りました。

令和4年度は昨年度からの改革を検証するとともに With(ともに) & Open(ひらく)をキーワードに新たなステップを踏み出してまいります。

以上の基本方針をふまえ、以下の重点目標に取り組みます。

II 重点取組目標

1 研究大会をはじめ各種研修会、部会活動等において、自ら考え、対話、交流を通して、深い学びとともに学ぶ喜びを実現するために、昨年度の方針を継承し、さらに以下の活動を実施します。

①研究大会では

- ・実践発表者へ研究費等の支援をおこないます。
- ・分科会関係者との連携を密にとり、分科会の自主運営、活性化を図ります。
- ・「実践報告集」「研究集録」の作成について、電子媒体等の活用などで改善を図ります。
- ・若い世代や個人の参加を促します。

②専門部会では

- ・部会目標の共通理解と活動の重点化を図ります。
- ・「三同教だより」などを活用し、部会活動を多くの人に周知します。

③住民学習では

- ・感染症対策を施しつつ、ふれあいの良さを実感し、学習課題を焦点化した参加者主体の学習にします。
- ・啓発ビデオの効果的な活用を図ります。

④じんけんフィールドワークでは

- ・市民を対象にしたものに加え、学生を対象にした体験学習も実施します。

2 学校教育では、学校統合や外国人の増加等で新たな仲間づくりが求められていることから、教職員の人権意識を高め指導力向上を図るための研修をサポートします。

3 社会教育では、「市民の顔の見える」人権啓発をめざします。

- ① ラジオ啓発番組「じんけん・こころの小窓」に市民の出演者を増やします。
- ② 「三同教だより」については、タイムリーな話題や活動紹介など人権に親しむ雰囲気づくりに努めます。

4 三同教事務局では、市民参加型のインターネット差別書き込みモニタリング事業を展開します。また、三同教事務局業務の集中と選択により効率化とイノベーションに努めます。